

議第205号 呉市天応棧橋管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市が管理する港湾区域（重要港湾呉港及び地方港湾（吉悪港，小用港，波多見港，奥の内港，袋の内港及び大迫港））における港湾施設使用料の額を見直すことに合わせ，港湾区域外にある呉市天応棧橋についても，事業者等に対する負担増を考慮するとともに，受益者負担の原則を基本として使用料の額の改定等をするものです。

2 改正の内容

現行の呉市天応棧橋の浮棧橋及び棧橋施設用地の使用料の額，徴収区分等は，港湾区域における浮棧橋及び港湾施設用地の使用料の額，徴収区分等と同一としています。

この度，港湾施設使用料の額，区分等の見直しをすることに合わせ，浮棧橋及び棧橋施設用地の額の改定をするとともに，区分等の見直しをします。

3 施行期日

令和2年4月1日